

支援教育部ニュース2018

No.1

2018年 6月8日 発行：大阪府立八尾支援学校 支援教育部

今年度の支援教育部の地域支援関係の予定

大阪府では大阪府教育庁による「支援教育地域支援整備事業実施要綱」に基づき、地域支援体制の充実が図られています。本校は、中河内ブロックに属しています。（他に、東大阪支援学校、東大阪市・八尾市・柏原市に立地する小中学校等）

支援教育地域支援

整備事業実施要綱の趣旨

府内において、府立支援学校と市町村関係部局等が連携し、大阪府が養成したリーディングスタッフ等を活用して、教職員や保護者の様々なニーズに即応できる地域支援体制の整備を図ること。

2018年度の中河内ブロックの予定

◆第1回研修会

8月3日（金）14:00～17:00（予定）

会場：東大阪支援学校

テーマ「事例から学ぶ支援教育」

◆第2回研修会

1月7日（月）14:00～16:30（予定）

会場：東大阪市立男女共同参画センター
イコーラム（予定）

演題：調整中

講師：伊丹 昌一教授（梅花女子大学）

夏の自主研修 兼 中河内地区夏の公開研修
（本校にて）

7月30日（月）～2日（木）に実施予定です。詳細は、後日配布する資料をご覧ください。

今年度の体制

- ◆特別支援教育コーディネーター（Co）
吉村（小学部）・真田（中学部）
- ◆地域支援リーディングスタッフ（LS）
飯野（中学部）・北野（中学部）

特別支援教育コーディネーターとは？

子どもの障がいに対する教職員の理解を深め、一人ひとりの子どものニーズに応じた教育を実施するために、各校内で中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担う人。

地域支援リーディングスタッフとは？

基本的に大阪府が養成した人を巡回指導員として活用する。支援の対象は発達障がいを含む障がいのある全ての幼児・児童・生徒とする。支援の対象は、地域ブロック内を原則としている。



本校の場合は、東大阪市、八尾市、柏原市の小中学校 幼稚園 高等学校
（* 高校は、旧5学区を中心にした府立高校等）

今回は、「災害時における障がいのある子どもへの配慮」について、本校に在籍する生徒の多くに関係する内容を掲載しています。1号と2号に分けて掲載する予定です。

引用：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所（National Institute of Special Needs Education）HP

*「障害」という表記は、最近は、「障がい」となりつつありますが、そのままにしています。

http://nc.nise.go.jp/report_material/disaster/consideration

災害時における障害のある子どもへの配慮

災害時には、周囲のかかわる人たちが、障害のある子ども一人一人の特徴や特性を理解して適切な配慮の下に、対応することが必要となります。

災害時の障害のある子どもへの配慮は、障害のない子どもへの配慮と同様の内容が多くありますが、障害があることを踏まえての配慮が、特別に必要となる場合があります。

ここでは、災害時における障害のある子どもへの特別な配慮事項について、障害のある場合に共通のもの、障害種別のものに分けて、その要点を説明しています。

災害時だけでなく、災害時に備えた平素からの準備にこの情報を活用いただければ幸いです。

なお、災害時における対応は、平素からの子どもの障害の理解とそれに基づく配慮が基本となります。

<共通する配慮>

心理面での配慮 災害を体験した子どもたちを支える

災害により、私たちは、災害そのものへの恐怖を感じるだけでなく、時として、今までの当たり前にごろごしていた日常生活、大切にしていた物、また家族や友人といった大切な人を突然失ってしまう喪失体験を持つこととなります。さらに、災害時における心理的状况には、今置かれている恐怖の状況がいつまで続くのか分からない、またいつか災害に巻き込まれるのではないかとといった不安も重なります。

そうした心理的ストレスは心のバランスを崩す引き金となり、様々な症状や状態となって現れてきます。それは例えば、頭痛、腹痛、吐き気、めまい、頻尿・夜尿といった身体症状であったり、不眠、悪夢などの睡眠障害、また、突然の興奮状態、過敏さ、集中力の不足、引きこもり・うつ状態といったものだったりします。

こうした症状や状態は程度の差こそあるものの年齢を問わず見られるものです。特に小さな子どもは、目の前で起こっていることの原因がよく分からず、中には、原因を自分に向け「自分が悪いことをしたせい」と思う子どもも少なくありません。大人には思いもつかないような理由から不安や恐怖を感じていることもあるのです。そこで、大人は次のようなことに配慮してかかわる必要があります。

- 災害はいつまでも続くものではないことを伝える。
 - 子どもをひとりぼっちにしない。
 - 子どもが話そうとすることはきちんと聞き、何を伝えたいのか理解しようとする。
 - 子どもが話したがらない時には無理に話させない。ただし、話したくなったらいつでも話をして欲しいという姿勢を伝える。
 - 子どもが話すことを否定しない。ただし、明らかに事実と異なって理解をしている場合には、事実をその子にとって分かるように伝える。
 - 今までの生活でできていたことが災害後にできなくなることがあっても焦らず見守る。そして、時期を見て、できるようになるような手立てを考え、伝える。
 - 自分が役に立っていると思えるような機会を作ってあげる。
- 症状に改善が見られない場合には、専門家に相談をする。

障害のある子どもにとっては、障害の特性や個々の状態により、さらに異なる不安を抱いたりすることがあるので、その対応が必要になることがあります。

医療面での配慮

障害のある子どもの中には、医療面での対応を平素から受けている子どもがいます。災害時には、これらの子どもに日常的に行われる医療面での対応が滞ることのないようにすることが必要となります。

そのためにも障害のある子どもの基本情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理するとともに、それを災害時においても利用できるようにしておくことが求められます。

1 災害に見舞われたときの対応

(1) 運動に制限のある子どもへの配慮

○被災時点での対応

運動に制限のある子どもは、とっさに自分で身の安全を確保することが難しい場合があります。周りにいる援助者が、まず、子どもの身の安全を確保しましょう。

○避難途上や避難場所での対応

建物が壊れていたりして、車いすやストレッチャーなどの移動機器が使用できない場合があります。その場合には、一次避難場所まで、皆で助け合って担架などで移動させましょう。避難所は、バリアフリーになっていない場合が考えられます。障害のある子どもの中には体温管理などにも配慮が必要なことがあります。また、日ごろから、車いす用のトイレなどの最低限の緊急時の避難用具を確保しておくことも必要です。さらに、避難所で使用するトイレとして車いすの人も使用できる物を準備しておくことも大切です。

(2) 食事に制限のある子どもへの配慮

食物アレルギーや慢性腎不全など、日ごろから食事制限が必要な病気の子どものいます。また、重度障害のある子どもの場合は、ミキサー食や経管栄養が必要なことがあります。このような場合、適切な食事を確保することや、スペースを確保し、必要な加工ができるようにすることが大切です。

(3) 常時服用している薬や処置等への配慮

病気によっては、1日薬を使わなければ、命にかかわることがあります。この場合、日ごろから予備の医薬品を確保しておくほか、緊急に医薬品を確保できる方法も確認しておく必要があります。医療的な処置については、例えば、ぜん息発作時の吸入、インスリン注射、てんかん発作時の座薬の挿入などが必要になることがあります。医薬品の確保とともに、その処置について医療機関と連携しておくことや、必要に応じて、病院等に搬送できるようにしておくことが必要です。

(4) 医療的ケア等への対応

特別支援学校には、医療的ケアを受けている子どもがいます。呼吸器系のケアには、たんの吸引以外にもエアウェイの使用、気管切開部の管理、酸素吸入の管理、人工呼吸器の管理などがあります。また、食事摂取などの消化器系のケアには、嚥下障害への対応、経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）などへの対応があり、薬物の注入が必要な場合もあります。さらに、排せつ系のケアでは、導尿、人工肛門、膀胱ろうなどがあります。避難所では、プライバシーに配慮しつつ（他の人から見えないようにするなど）、医療的ケアを行うことができるスペースを確保することが必要です。避難所で医療的ケアを実施することが難しい場合、医療機関との連携が必要になるため、医療機関との連絡や搬送手段の確保が必要になります。特に人工呼吸器などを使用している場合には、電源の確保も重要です。

2 平常時から準備しておくこと

災害時の医療面での配慮のためには、平常時から医療機関との連携体制の構築が必要です。災害時には、いち早く、医療機関に連絡を取り、薬や医療的ケアの確保に関して、どのようなネットワークが構築されているか確認しておくことが大切です。

平常時から準備しておくこと

被災時における障害のある子どもの安全の確保やその後の対応を進めるためには、平素からの備えが重要です。

学校においては、校内支援体制の下、家庭や地域の支援システムとの連携が重要です。

1 障害の理解と対応と校内の支援体制

災害時における障害のある子どもへの対応は、基本的には日常的なものと変わりません。子どもの障害の状況や特性を理解し、個々の子どものニーズに適切に対応することが重要です。校内委員会や事例検討会などを通して、平素から、一人一人の子どもへの理解と配慮や支援に留意していくことが、災害時に対する最も有効な備えとなります。

2 地域の支援ネットワークとの連携

障害のある子どもは、家庭や学校だけでなく、医療機関や福祉機関など地域の様々な機関によって支えられています。災害時においても、これらの関連機関との連携が必要です。平素からこれらの機関や支援ネットワークとの連携を進めるとともに、災害時における支援の連携体制についても検討しておくことが求められます。

3 個別の教育支援計画や「サポートブック」等の作成と活用

障害のある子どもの状況や特性は様々です。学校では、子ども一人一人のニーズに対応した配慮や支援を行うために、家庭をはじめ、医療機関、福祉機関等との密接な連携を行っています。

災害時においては、こうした配慮や支援が避難場所など普段と異なる場所で、普段と異なる支援者によって行われることになります。

「個別の教育支援計画」は、子どもにかかわる人たちに子どものことを理解してもらい、適切な配慮や支援を行ってもらうための手立てとして活用することも考えられます。また、自閉症の子どもなどの中には、日ごろより「サポートブック」等を活用していることもあるので、必要に応じて、それらを活用することも有効です。

「サポートブック」等には、子どもの氏名、年齢、学校名・学年、保護者の氏名、住所・連絡先などの基本情報とともに、必要に応じて、子どもの障害の状況や心理や行動の特性と必要な配慮や支援、病気や服薬の状況、通院する医療機関や主治医に関する情報を記載するとよいでしょう。

「個別の教育支援計画」や「サポートブック」は、個人情報に記載されます。作成と活用の趣旨を十分に説明し、保護者・本人とともに作成すること、また、活用に当たっては、保護者・本人の了解の下で行うとともに、情報の管理には特に留意することが必要です。

知的障害のある子どもへの配慮

1 知的障害のある子どもについて

知的障害とは、「発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態」をいいます。

知的障害のある子どもの状態は多様であり、言葉によるコミュニケーションをとってみても、日常会話に支障のない子どもから、会話でのやりとりが困難な子どもまでがいます。知的障害の状態像としては、年齢相応の学習や行動が難しいということが挙げられますが、その状態の顕著な子どももいれば、一見しただけでは、知的障害であることが分かりにくい子どももいます。

1) コミュニケーションに関する配慮

知的障害のある子どもについては、全体への指示や説明そのものが理解できないことが多く、さらには、話し手に注意を向けることや、指示等を理解していなくても、思慮が不十分なまま「はい」、「わかった」という返事をしてしまうことがあります。

知的障害のある子どもに対するコミュニケーションに関する配慮としては以下のことが考えられます。

- 伝えるべき内容を絞って伝えること。
- 具体的で平易な表現で伝えること。
- ゆっくりと丁寧に、また繰り返し伝えること。
- 言葉だけでなく、実物や写真、絵カードの活用による視覚化を促すこと（詳細については、コミュニケーション支援ボード（明治安田こころの健康財団（全国特別支援学校知的障害教育校長会）を参照）。
- 内容によっては、実演するなど具体的な動作を見せることも有効。
- 一つ一つ手順を分かりやすく伝えていくこと。
- 伝えたことを聞き直すなどして、理解したかどうか確認すること。

可能な範囲で個別または小グループにして伝えることや、用件を伝える前に名前を呼ぶ、または全体に対して話すということをまず伝え、注意を向けるようにすること。

これらのことは、災害による避難時及び避難後の生活等において特に重要となります。

(2) 心理面・身体面での配慮

震災後は精神的に不安定な状態が続き、極端に行動が少なくなったり、不安な表情を見せたりすることがあります。また、そうした不安な気持ちなどを表出することができずため込み、ふとしたきっかけでパニックになったりすることもあります。

「～したらだめ」などの否定的な表現は、子どもには分かりにくいので避け、「～をします」「～をしよう」など、とるべき行動が具体的に分かるように表現することが必要です。このことは、自閉症を併せ有する子どもの場合には特に重要です。

また、子どもによっては、てんかん等の他の病気があり服薬等が必要な場合や、ダウン症のように心臓疾患への対応や頸椎への負担をかけないようにするなどの身体面への特別な配慮が必要な場合があるので、病気等の有無を確認する必要があります。

(※「知的障害のある子どもへの配慮」は、「自閉症の子どもへの配慮」と一部重なります。)

自閉症のある子どもへの配慮

1 自閉症のある子どもについて

自閉症の基本的な障害特性としては、(ア)社会性の障害(対人関係を適切に築くことが難しい)、(イ)コミュニケーションの障害(言葉を使って自分の意思を伝えたり、相手の感情を推し量ったりすることが難しい)、(ウ)反復的で常同的な行動(特定のものに対する強いこだわりや、興味関心が非常に狭い)の3つが挙げられています。

自閉症のある子どもの状態は多様で、知的な発達に遅れのない子どももいれば、知的な発達に遅れのある子どももいます。

2 自閉症のある子どもへの配慮

(1) コミュニケーションに関する配慮

自閉症のある子どもに対するコミュニケーションに関する配慮としては、以下のことが考えられます。

- 要点を絞って具体的に伝えること。
- 急な変化に対応することが困難なので、事前に予定などを分かりやすく伝えること。
- 言葉だけでなく、実物や写真、絵カードの活用による視覚的な情報を活用すること(詳細については、コミュニケーション支援ボード(明治安田こころの健康財団(全国特別支援学校知的障害教育校長会))
- 文字の読み書きが可能な場合は、文字で示すことも有効。
- 内容によっては、実演するなど具体的に動作を見せることも有効です。
- 全体的な流れや手順を伝えること。

可能な範囲で、個別または小グループにして伝えることや、用件を伝える前に名前を呼ぶなどして、本人の注意を向けるようにすること。

これらのことは、災害による避難時及び避難後の生活において特に重要となります。

(2) 心理面・身体面への配慮

被災後は精神的に不安定な状態が続き、同じことを何度も繰り返して言ったり、逆に不安な状態を表出することができずため込んでしまい、ふとしたきっかけでパニックになったりすることがあります。「～したらいけません」などの否定的な言葉を使用するのではなく、「～だから～します」などの様に、理由を説明し、必要な行動については肯定的に表現することが、特に自閉症のある子どもの場合は重要です。

パニック状態になった場合は、以下のような対応が必要です。

- 緊急の場合は、「大丈夫だよ」と声をかけ、安全な場所に移動させる。
- 安全な場所では、無理に抑えつけず、落ちつくまで見守る。
- 興味を切り替えられるようなもの(例えば飲み物、食べ物、ゲームなど)や場所を勧めてみる。

自閉症の特性が分かる専門スタッフ(例えば特別支援学校・学級、自閉症者施設、発達障害者支援センターなどの職員)に対応を依頼する。(詳細については、防災ハンドブック(社団法人 日本自閉症協会)を参照)。

発達障害のある子どもへの配慮

1 発達障害のある子どもについて

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されていますが、ここでは、学習障害(LD)、

注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を中心に説明します。自閉症等については、別途、自閉症の項で説明します。

LDとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。LDは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があることが推定されるものであり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものであり、その状態が7歳以前に現れ、継続します。ADHDにおいても中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

LDやADHD等の発達障害のある子どもたちは、目に見える身体的な障害等がないため、本人はとても困っているのに、周囲の人からは理解されにくいという面があります。

LDやADHDのある子どもたちの中には、「先の見通しが持てない状況」や「普段の生活と異なる状況」などに大きな不安を感じ、環境の変化に順応することがとても苦手な子どもたちがいます。また、「静かにしておくべき時にじっとしてられない」、「騒がしい場所では落ち着かない」、「些細なことに興奮してしまう」、「小さな音にも過敏に反応してしまう」といった困難さがある子どももいます。こうした困難さを理解し、その特性に応じたかかわりを工夫することが大切です。

2 LDやADHD等の発達障害のある子どもへの配慮

LDやADHD等の発達障害のある子どもは、その障害の特性から日常生活でも様々な困難を抱えています。特に、震災後のように家庭や学校、地域の様子が大きく変わってしまう状況では、さらにその困難さが増している可能性があります。それまでの支援・指導である程度落ち着きを見せていた子どもも、落ち着かなくなることも考えられます。例えば以下のような特性に応じたかかわりを工夫することで、子どもたちの不安や緊張は軽減していきます。

（1）コミュニケーション面における配慮

被災後の状況は、それ以前の生活環境とは大きく変わってしまいます。大切な話も集中して話を聞くことがさらに難しくなる可能性があります。話をする時は、子どもの顔を見て短い言葉や文章でわかりやすく具体的に伝えます。はじめにいくつ話すのか知らせておくと、子どもは聞く見通しが持てます。

子どもの話を聞くときは、途中で話を遮らず最後まで聞くようにします。焦らせずにじっくりと一つ一つ内容を子どもと確認しながら聞くようにすることも大切です。

（2）行動面における配慮

感情のコントロールが難しい子どもや過敏さがある子どもは、慣れない場所や騒々しい場所では、さらに落ち着きのなさや不安傾向が強くなります。まず気持ちを落ち着けることができる物や場所、活動を探してみます。興奮している状態の時には、不安な気持ちを受け止め、落ち着くための方法を伝えるようにします。不安が強い時は、大人でも冷静な判断を失いがちです。してはいけないことを大声で叱責するのではなく、どうすればよいかを具体的に指示するようにします。

（3）学習活動等における配慮

先の見通しがもてないと不安になる子ども、集中を持続することが苦手な子どもは、学習活動等への参加が以前よりも難しくなるかもしれません。できるはずだからとただ叱咤激励するような対応ではなく、以前はできていたことでも、できない子どもに丁寧に指導するようなかかわりも必要な場合があります。例えば、活動内容等を写真や図で示したり、文字で工程を書いたりして見通しを持たせます。活動を短く区切り、何段階かに分け、ひとつずつ最後まで取り組める経験を積ませ、自信や意欲を回復させます。その際、最後までできたことを認めるだけでなく、取り組んでいる過程も認めるようにします。

（4）心理面における配慮

LDやADHD等の発達障害のある子どもは、慣れた環境で落ち着いているときには、障害のない子どもと同じように活動できる場面が多く見られます。しかし、初めての場面や不慮のできごと、失敗経験などで頭に描いた通りに事が運ばない状況になると、情緒が不安定になり、適応の困難さが顕著に現れることとなります。

こうした特性を理解し、①不安定な状態にある子どもの気持ちや感情をしっかりと受け止めること、②困ったときの対処の仕方を丁寧に教えること、③できることを増やすことにより認められる経験を増やすなど安心感を得させることにより信頼関係を構築していくことがとても重要になります。